

17 文企広第 6 6 3 号
平成 18 年 3 月 2 8 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内 山 忠 明 様

文京区長 煙 山 力

平成 17 年度諮問第 2 号

文京区個人情報の保護に関する条例第 15 条第 2 項第 3 号及び同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 学術研究のための個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について
- (2) 上記（ 1 ）の外部提供の本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

首都大学東京大学院保健科学研究科教授から同科修士課程研究として、介護保険における利用サービスの種類・利用量と介護度の維持・改善との関係を分析し、介護度の悪化防止に関連する要因を明らかにする研究を行うため、介護保険の認定者のうち軽度者（要支援及び要介護 1）の認定データの提供依頼がありました。

本件については、氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報の提供を要しないこと、研究が統計的処理により行われることに加え、本区の今後の介護予防事業の企画のための基礎資料として活用でき、有用性の高いものと判断し、外部提供について諮問します。

あわせて、提供する対象情報が大量であること、個人識別性のない情報として提供すること、データは統計的処理により分析されることなどから、本人通知の省略についても諮問します。

3 外部提供の相手方

首都大学東京大学院保健科学研究科 教授 猫 田 康 敏

4 外部提供する個人情報

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に初めて介護保険の要支援認定又は要介護認定を申請した者（新規申請者）で認定結果が要支援又は要介護 1 であった者の、新規認定時及び平成 18 年 3 月までの間に行った更新認定時の要介護度並びに認定の基となった調査項目の結果及び認定月のサービス利用実績のデータ（氏名、住所、被保険者番号など個人識別情報を除く。）

5 外部提供する個人情報の項目

（ 1 ）認定の基となった調査項目及び認定された介護度別紙のとおり。

（ 2 ）サービス利用実績の項目

利用サービスの種類・種別・利用回（日）数

サービスの種類

訪問介護、 訪問入浴、 訪問看護、 居宅療養管理指導、
訪問リハビリテーション、 通所介護、 通所リハビリテーション
短期入所生活介護、 短期入所療養介護、 福祉用具の貸与
認知症対応型共同生活介護、 特定施設入所者生活介護
住宅改修費の支給、 福祉用具の購入
介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護療養型医療施設

別紙

認定の基となった調査項目（心身の状況）

群	項目	群	項目
麻痺・拘縮	麻痺等	コミュニケーション等	視力
	関節可動域制限		聴力
移動等	寝返り		意思の伝達
	起き上がり		指示への反応
	座位保持	日課の理解・生年月日・短期記憶・自分の名前・季節、場所の理解	
	両足での立位	問題行動	被害的・作話・幻視幻聴・感情の不安定・昼夜逆転・暴言暴行・同じ話をする・大声を出す・介護に抵抗・常時の徘徊・落ち着き・外出して戻れない・1人で出たがる・収集癖・火の不始末・物や衣類を壊す・不潔行為・異食行動・ひどい物忘れ
	歩行		
	移乗		
	移動		
複雑な動作等	立ち上がり		
	片足での立位		
	洗身		
特別な介護	じょくそう・皮膚疾患		
	えん下		
	食事摂取		
	飲水		
	排尿		
	排便		
身の回りの世話等	口腔清潔・洗顔・整髪・つめ切り	特別な医療	点滴の管理・中心静脈栄養・透析・ストーマの処置・酸素療法・レスピレータ・気管切開の処置・疼痛の看護・経管栄養・モニター測定・じょくそうの処置・カテーテル
	上衣の着脱・ズボン等の着脱		
	薬の内服		
	金銭の管理		
	電話の利用		
	日常の意思決定		
日常生活の自立度	障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）		
	認知症老人の日常生活自立度		

